

## 秋田県告示第20号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成28年1月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 秋田県営由利高原オートキャンプ場
  - (1) 指定管理者の住所及び名称  
由利本荘市尾崎17番地  
由利本荘市
  - (2) 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 2 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター
  - (1) 指定管理者の住所及び名称  
南秋田郡大潟村字北一丁目3番地  
株式会社ルーラル大潟
  - (2) 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 秋田県営秋の宮山荘
  - (1) 指定管理者の住所及び名称  
東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
株式会社グリーンハウス
  - (2) 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 秋田県営鳥海観光宿泊センター
  - (1) 指定管理者の住所及び名称  
由利本荘市鳥海町猿倉字奥山前8番地45  
株式会社フォレスト鳥海
  - (2) 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 5 秋田県営十和田観光宿泊センター
  - (1) 指定管理者の住所及び名称  
鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山無番地  
十和田ホテル株式会社
  - (2) 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 6 秋田県営男鹿オートキャンプ場
  - (1) 指定管理者の住所及び名称  
男鹿市北浦北浦字平岱山1番地  
株式会社おが地域振興公社
  - (2) 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 7 秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場
  - (1) 指定管理者の住所及び名称  
男鹿市北浦北浦字平岱山1番地  
株式会社おが地域振興公社
  - (2) 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 8 秋田県営田沢湖オートキャンプ場
  - (1) 指定管理者の住所及び名称  
大仙市大曲栄町2番10号  
商栄株式会社
  - (2) 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

9 秋田県ふるさと村（秋田県立近代美術館を除く。）

(1) 指定管理者の住所及び名称

横手市赤坂字富ヶ沢62番地46

株式会社秋田ふるさと村

(2) 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

10 秋田県田沢湖スキー場

(1) 指定管理者の住所及び名称

仙北市田沢湖生保内字下高野73番地2

田沢湖高原リフト株式会社

(2) 指定の期間

平成28年6月1日から平成33年5月31日まで